



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 10, 2021 年 4 月～5 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年4月～5月）

内容

A: NZ、気候関連情報の開示を義務付ける法案の審議を開始（4月14日）	3
B: BCBS、気候変動リスクにかかる2つのペーパーを公表（4月14日）	3
C: EIOPA、ORSAにおける気候変動リスクの取扱いに関する意見を表明（4月19日）	4
D: 米財務省、気候政策戦略を公表（4月19日）	5
E: EC、欧州気候法の暫定合意を歓迎（4月21日）	6
F: EC、サステナブル・ファイナンスにかかる規制パッケージを承認（4月21日）	6
G: EIOPA、2022年のUFRを公表（4月21日）	8
H: 豪 APRA、気候変動の財務リスクの管理に関するガイダンス案を公表（4月22日）	8
I: 愛中銀、保険会社に対して再建計画の策定を義務付け（4月27日）	9
J: NZ 準備銀行、サイバー・レジリエンスに関するガイダンスを策定（4月28日）	10
K: EIOPA、ブロックチェーンにかかるディスカッション・ペーパーを公表（4月29日）	11
L: 豪 APRA、報酬規制にかかる実務ガイド案を公表（4月30日）	12
M: 馬中銀、気候タクソミーを公表（4月30日）	13
N: 仏 ACPR、気候ストレス・テストの結果を公表（5月4日）	14
O: EIOPA、第5回保険ストレス・テストを開始（5月7日）	15
P: 星 MAS、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの改定案を公表（5月7日）	16

A: NZ、気候関連情報の開示を義務付ける法案の審議を開始（4月14日）

- ニュージーランドでは、大規模な金融機関等に気候関連情報の開示を義務付ける法案が国会に提出された。同法案が可決されると、約200の大規模な企業に2023年から気候関連の開示が義務付けられることとなる。同法案の主な内容は以下のとおり。
 - 目的：気候変動の影響が、ビジネス、投資、融資、保険引受の意思決定において常に検討されることを確保し、また、資本のより効率的な配賦を実現し、サステナブルで低炭素排出な経済へのスムーズな移行を支援すること。
 - 対象：総資産10億ドル以上の銀行、総資産10億ドル以上のアセット・マネジャー（※ファンドごとの開示が求められる予定。）、総資産10億ドル以上もしくは年間保険料収入2.5億ドル以上の保険会社、ならびに、ニュージーランド証券取引所に上場する株式および債券の発行体。外資系金融機関については、ニュージーランドでの事業規模がそれらの閾値を満たす場合には開示が義務付けられる予定。
 - 開示項目：外部報告審議会（External Reporting Board: XRB）が詳細を定める予定。温室効果ガスの排出にかかる開示の要素については、独立したアシュアランスが求められる予定。金融市場庁（Financial Markets Authority: FMA）が同制度の独立したモニタリング、報告、エンフォースメントを所管する。

インプリケーション：詳細な開示項目については別途検討が行われるようであるが、温室効果ガスの排出にかかる開示について独立したアシュアランスを求めている点は注目に値する。

（出所）New Zealand Parliament 'Financial Sector (Climate-related Disclosures and Other Matters) Amendment Bill 2021: Bills Digest 2642'

B: BCBS、気候変動リスクにかかる2つのペーパーを公表（4月14日）

- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「気候関連リスクのドライバーと波及経路」および「気候関連の財務リスク：測定手法」と題するペーパーを公表した。それぞれの概要は以下のとおり。
 - 気候関連リスクのドライバーと波及経路（Climate-related risk drivers and their transmission channels）
 - 銀行と銀行システムは、物理的リスクおよび移行リスクの2つの気候リスクのドライバーから生じるマクロおよびミクロ経済の波及経路を通じて気候変動にさらされている。
 - 物理的リスクおよび移行リスクが銀行や経済、金融市場に与える影響は、銀行のビジネス・モデルやエクスポージャー、それらのロケーション、経済や金融システムの発展段階に応じて変わり得る。また、気候変動の影響は、異なる気候リスク・ドライバー間の相互作用などによって増幅され得る。他方で、銀行は、保険などを利用することによって、気候変動の財務リスクを軽減し得る。
 - リスクの軽減のためのツールとしての保険について、保険によって銀行の財務のレジリエンスは強化され得る。気候関連の財務リスクの管理のために銀行がどの程度保険に依拠しているかに関する情報は、波及経路をより良く理解するための有用なインプットとなる。例えば、米国における個人の住宅ローンにかかる強制洪水保険などは、銀行のレジリエンスを高め得る。他方で、保険によるカバーには限度があるほか、プロテクション・ギャップも存在する。そのため、代替的なツールとして、保険リンク証券やキャット・ボンドなどが開発されてきている。
 - 現行の実務や規制において用いられている信用、市場、流動性などの伝統的なリスク・カテゴリーは、気候関連の財務リスクを捉えるために利用可能であり、現時点では、気候リスクに対応するために追加的なリスク・カ

テゴリーを設ける必要は無いと考えられる。他方で、それらのリスクを既存のバーゼル規制にどのように取り込むかについては、さらなる検討を要する。BCBSは、まず、気候関連の財務リスクが現行のバーゼル規制において十分に扱われているかについてギャップ分析を行い、その結果を踏まえ、さらなる施策を検討する。

➤ 気候関連の財務リスク：測定手法（Climate-related financial risks – measurement methodologies）

- 本レポートは、気候関連の財務リスクの測定に関する一般的な論点を概説し、そのリスクの測定のために現在用いられている、あるいは、開発されているメソドロジーをまとめ、主要な測定アプローチのメリットやデメリットを整理し、また、インプリメンテーションにおけるギャップや課題を評価するもの。
- 気候関連の財務リスクは、これまで取り扱ってきたリスクとは異なるユニークな特徴を有しており、より粒度の高い、フォーワードルッキングな測定メソドロジーを必要とする。例えば、物理的リスクについては地域別のデータ、移行リスクについてはカウンターパーティや業界レベルでのデータが必要となる。また、リスクの測定に際し、リスクの軽減のための技術の利用可能性などについても考慮することが求められる。
- 気候関連の財務リスクの評価は、これまでのところ、短期的な移行リスクがカウンターパーティやポートフォリオに及ぼす影響のマッピングに焦点が当てられており、データの制約などがある物理的リスクについてはさらなる進展の余地がある。リスク評価は、企業向けの貸出や不動産へのエクスポージャーなどの信用リスクに焦点が当てられてきている一方で、市場リスクや流動性リスク、オペレーショナル・リスクへの対応は途上にある。
- 気候関連リスクを財務リスクとして定量化するための課題は多い。特定された気候関連のリスクやエクスポージャーをPD（デフォルト確率）やLGD（デフォルト時損失率）といった伝統的なリスク指標と結びつけるための手法は開発途上であるほか、気候変動シナリオを標準的な財務リスクに変換するための枠組みは十分に開発されていない。
- 気候関連の財務リスクの評価には、例えば、気候リスクのドライバー（物理的リスクや移行リスクのドライバー）を気候調整後のエコノミック・リスク・ファクターに変換するデータ、気候調整後のエコノミック・リスク・ファクターとエクスポージャーを結びつけるデータ、それらを財務リスクに変換するデータなど、これまで利用されてこなかったデータが必要となる。また、気候リスク・ドライバーの財務上のエクスポージャーへのマッピングには、エクスポージャーごとのリスク分類が必要となる。メソドロジーについては、気候リスク・エクスポージャーの分析の粒度の向上やシナリオ分析の高度化などが必要となる。
- 気候関連の財務リスクの枠組みは、重要な気候リスク・ドライバーとそれらの波及経路を特定し、気候関連のエクスポージャーとリスク集中を明確にし、気候関連リスクを定量的な財務リスク指標に変換することができるものである必要がある。

インプリケーション：今後、保険セクターにおいても、例えば、気候変動リスクの1柱における取扱いなど、気候変動リスクと資本規制との関係の議論が進展するものと考えられる。

（出所）BCBS ‘Climate-related risk drivers and their transmission channels’ and ‘Climate-related financial risks - measurement methodologies’

C: EIOPA、ORSA における気候変動リスクの取扱いに関する意見を表明（4月19日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、EU域内の保険監督当局に対し、ORSAにおける気候変動シナリオの利用の監督に関する意見を表明した。保険会社に期待される主な事項は以下のとおり。

- 保険会社は、気候変動リスクを、ガバナンス、リスク管理、ORSAに統合する。また、ORSAにおいて、重大な気候変動リスクへのエクスポージャーを特定し、そのリスクを評価する。
- 保険会社は、短期および長期で気候変動リスクを評価する。長期のリスク評価にはシナリオ分析を用いる。気候変動の観点からの時間軸は、短期は5～10年、中期は30年、長期は80年など、ORSAにおける時間軸とは異なる。
- 保険会社は、気候変動は重大なリスクではないと結論付ける場合には、その理由を説明する。
- 保険会社は、特定した重大なリスクについて、十分に広範なストレス・テストやシナリオ分析を行う。保険会社は、少なくとも、①世界の気温の上昇が2°C（できれば1.5°C）より低い、および、②世界の気温の上昇が2°Cを超える、の2つの長期の気候シナリオを用いる。長期の気候変動シナリオの定量分析は、ORSAにおける短期のリスク評価と比べ、バランスシートのプロジェクションの正確性は低く、また、その頻度も低い。
- 保険会社は、ORSAにおいて、短期および長期の気候変動リスクの分析について記述する。それには、気候変動リスクに対するすべての重要なエクスポージャーの概要、重要性の評価の方法、リスク評価の手法や前提条件、シナリオ分析の定性的および定量的な結果やそこから得られる結論、等を含む。
- 大規模な保険会社は、欧州委員会のガイドラインに沿って、気候関連の情報を開示することが奨励される。

インプリケーション：欧州ではORSAにおいて気候変動リスクを取り扱うことが求められることとなった。日本の保険規制・監督においても同様の動きが見られるものと期待される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA issues Opinion on the supervision of the use of climate change risk scenarios in ORSA’

D: 米財務省、気候政策戦略を公表（4月19日）

- 米国財務省は、気候変動の脅威に立ち向かうために金融と財務リスクの軽減手段を活用することで、国内および国際的な政策の策定に財務省の総力を結集させる、調和のとれた気候政策戦略を公表した。主な内容は以下のとおり。
 - 財務省は、気候の移行ファイナンス、気候関連の経済および税務政策、ならびに、気候関連の財務リスクにかかる、広範な政策の策定に注力する。その一環として、新たな気候ハブを創設し、また、気候担当参事官を任命する。
 - 財務省の気候政策戦略は、以下により、バイデン=ハリス政権の重要な気候関連の目標をサポートする。
 - 投資資金を国内外の気候フレンドリーな投資に向け、また、温室効果ガスの排出量が多いセクターや産業の移行を優先する。
 - 気候レジリエントなインフラストラクチャーの整備やネットゼロの脱炭素経済への移行をサポートするため、経済や税務政策を活用する。
 - 気候変動が社会的に不利な条件下に置かれたコミュニティに与える不均衡な影響を勘案し、各種政策において環境面の正当性の検討を行う。
 - 低炭素経済への移行を支援するための政策が公正かつ公平であり、また、高賃金の雇用をサポートすることを確保する。
 - 気候変動に関連する経済的また財務的なリスクと機会を分析し、情報を取得し、また、それらを適用することができるよう、家計、企業、労働者および投資家を支援する。

- 気候関連の財務リスクに対するグローバルに統合的なアプローチを促進する。
- 気候変動が米国およびグローバルの金融システムや経済の安定に及ぼすリスクを理解し、緩和する。

インプリケーション：これら連邦レベルでのハイレベルな戦略が金融規制・監督においてどのように具現化されるのか、また、米国が、特に金融セクターにおける国際基準の策定にどのように臨むのか、注目に値する。

(出所) U.S. Department of the Treasury ‘Treasury Announces Coordinated Climate Policy Strategy with New Treasury Climate Hub and Climate Counselor’

E: EC、欧州気候法の暫定合意を歓迎（4月21日）

- 欧州委員会（EC）は、欧州グリーン・ディールの主要な要素の一つである欧州気候法が暫定合意されたことに歓迎の意を表した。同法は、今後、欧州議会と欧州理事会において公式に承認された後、官報に掲載される。
- 同法は、2050年までのカーボン・ニュートラルというEUのコミットメントに法的拘束力を持たせるほか、以下の事項などを規定している。
 - 2030年までに、1990年対比で温室効果ガスのネット排出量を少なくとも55%削減。
 - 土地利用・土地利用変化および林業（Land Use, Land Use Change and Forestry: LULUCF）規制の強化を通じたEUの二酸化炭素吸収量の向上の必要性の認識（ECは2021年6月に提案を行う予定。）。
 - ECによって公表される2030～2050年の予算案を考慮した、2040年気候ターゲットの設定のためのプロセス。
 - 2050年以降のネガティブ・エミッションへのコミットメント。
 - 独立した、科学的なアドバイスを提供する、気候変動に関する欧州科学諮問委員会（European Scientific Advisory Board）の設置。

インプリケーション：2050年までのカーボン・ニュートラルが法律で義務付けられることとなり、欧州における気候関連の取り組みが今後より一層進展するものと考えられる。

(出所) EC ‘Commission welcomes provisional agreement on the European Climate Law’

F: EC、サステナブル・ファイナンスにかかる規制パッケージを承認（4月21日）

- 欧州委員会（EC）は、①EUタクソミー気候委任法、②コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）案、③保険および投資アドバイス、受託者責任、ならびに、商品のオーバーサイトとガバナンスに関するそれぞれの改正委任法、のサステナブル・ファイナンスにかかる規制パッケージを承認した。それぞれの概要は以下のとおり。
 - EUタクソミー気候委任法
 - 同委任法は、2020年7月に施行されたEUタクソミー規制にかかる委任法であり、どの経済活動がタクソミー規制の2つの環境目的（気候変動への適応と気候変動の緩和）に大きく貢献するかを定義するための技術的な審査基準（Technical Screening Criteria）を定めるもの。同委任法は、欧州における直接的な温室効果ガスの排出の約80%を占めるセクター（エネルギー、林業、製造業、運輸、建設など）における、上場企業の約40%の経済活動をカバーする。なお、他の環境目的のための基準は、今後策定される予定の委任法で定められる。
 - 気候変動の緩和とDNSH（6つの環境目的のいずれをも大きく害さないこと）にかかる技術的な審査基準は

Annex IIにおいて、気候変動への適応とDNSHにかかる基準はAnnex IIにおいてそれぞれ規定される。同委任法は、2022年1月1日に施行予定。

- 原子力と天然ガスの取扱いは別途検討中。原子力については、現在進行中のレビューが2021年6月に完了する予定。その後、ECは、原子力に関する補足的な委任法を採択することを予定しており、天然ガスについてもその中で取り上げられる予定。

➤ コーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）案

- 同指令案は、非財務報告指令（NFRD）を改訂、強化し、サステナビリティ報告を財務報告と同等のものと位置付ける規則として制定するもの。同指令案は、EUのサステナビリティ報告の要件の適用をすべての大企業と上場企業に拡大することを提案している。それによって、対象となる企業の数、現在NFRDの対象先である11,000社から約5万社となることが見込まれる。また、同指令案は、サステナビリティ報告のアシユアランスを求めている。
- 同指令案の目的は、投資家等のステークホルダーが必要とする、信頼でき、比較可能なサステナビリティ情報の報告を確保すること。企業には、気候変動などのサステナビリティに関する事項が自社の事業にどのような影響を及ぼすか、また、自社の活動が人や環境にどのような影響を与えるか（いわゆる「ダブル・マテリアリティ」）について報告することが求められる。
- CSRDは、投資家等のステークホルダーの情報ニーズを満たす唯一の解を提供する「ワン・ストップ・ショップ」の基準となる。（※サステナブル・ファイナンスの枠組みを構成する開示ツールは、現在改正中の非財務報告指令（NFRD、新CSRD）、2022年10月に施行予定のサステナブル・ファイナンス開示規制（SFDR）、および、EUタクソノミー規制の3つ。）

➤ 他の委任法の改正

- 投資と保険アドバイス：投資と保険のアドバイザーは、顧客の投資に対する適合性を評価する際、顧客のサステナビリティの選好を考慮に入れる（保険ベースの投資商品の販売にかかる委任規制第9条第6項等）。
- 受託者義務（fiduciary duty）：保険会社は、リスク管理においてサステナビリティ・リスクを評価し、また、投資においてサステナビリティ・リスクを勧告する（ソルベンシーIIにかかる委任規制第260条および第275a条等）。
- 保険商品（保険ベースの投資商品を含む。）のオーバーサイトとガバナンス：保険商品の開発者は、商品の設計や商品のテストに際し、サステナビリティ関連の目的を考慮する（保険会社および保険の販売者に対する商品のオーバーサイトとガバナンスに関する委任規制第4条および5条等）。

- EUタクソノミー気候委任法は、今後、公式に採択された後、欧州議会および欧州理事会において精査される（4か月＋2か月の延長可能）。CSRD案については、ECが欧州議会および欧州理事会と協議に入る。改正されたその他の委任法令は2022年10月に施行予定。

インプリケーション：詳細な審査基準を規定するEUタクソノミー気候委任法のインプリメンテーションにおける実効性がどのように確保されるのか、特に施行初期段階の動向は注目に値する。

[\(出所\) EC 'Sustainable Finance and EU Taxonomy: Commission takes further steps to channel money towards sustainable activities'](#)

G: EIOPA、2022年のUFRを公表（4月21日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2022年に適用される終局フォワード・レート（UFR = 期待実質金利1.45% + 期待インフレ率）を公表した。主要な通貨の適用UFRsは以下のとおり。

通貨	2022年	2021年
ユーロ	3.45%	3.60%
GBP	3.45%	3.60%
スイス・フラン	2.45%	2.60%
オーストラリア・ドル	3.45%	3.60%
カナダ・ドル	3.45%	3.60%
日本円	3.50%	3.50%
米ドル	3.45%	3.60%

（出所）EIOPA ‘The calculation of the Ultimate Forward Rate for 2022’

H: 豪 APRA、気候変動の財務リスクの管理に関するガイダンス案を公表（4月22日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、7月31日を期限として、金融機関における気候変動の財務リスクの管理に関するガイダンス案を公表した。同ガイダンス（Prudential Practice Guides: PPGs）は、金融機関（銀行、保険会社、持株会社等）によるリスク管理およびガバナンスに関するAPRAの健全性基準の遵守を支援することを目的とするもの。なお、気候リスクは、気候変動によって生じる財務リスクで、物理的リスク、移行リスクおよび賠償責任リスクを含むものと定義される。主な内容は以下のとおり。

➤ ガバナンス

- 取締役会は、気候変動によって生じる財務リスクが現在および将来において自社に与える影響を理解し、定期的に評価する。
- 取締役会は、①取締役会やその傘下の委員会レベルで気候リスクを理解し、また、議論する、②気候リスクの管理における経営陣の役割と責任を明確に定める、③気候変動によるリスクや機会を短期および長期の両方の目線から定期的に評価し、また、それらを自社の戦略や事業計画の承認において考慮する、④重要なリスクについては、リスク・アパタイト・フレームワーク（RAF）においてエクスポージャーやリスク量にかかる制限を設ける、などの役割を担う。
- 経営陣は、①気候リスクのエクスポージャーを継続的に評価し、管理するために、自社のリスク管理の枠組みを活用し、②枠組みや方針、ツール、測定指標の実効性を定期的に評価し、③組織の目的や計画、戦略上のオプション、方針などに関し、取締役会に提言を行い、④気候リスクの管理に十分なリソースやスキル、専門性が割当てられていることを確保する。

➤ リスク管理

- リスク管理の枠組みの下で策定される方針や手順において、気候リスクの管理における各ビジネス・ラインや1stおよび2ndラインそれぞれの役割や責任を明確にする。

- 金融機関は、短期および長期のシナリオ分析を行い、重要な気候リスクを特定し、その影響を評価する。内部の資本十分性評価プロセス（Internal Capital Adequacy Assessment Process: ICAAP）は、気候リスクの影響に対する資本の十分性を検討し、記録するための適切な枠組みとなる。
- 気候リスクのモニタリングにおけるベスト・プラクティスは、そのリスクを測定し、モニターするための測定指標を策定することなど、定性的および定量的両方のアプローチを用いること。最も進んだ定量的なリスクの測定指標は、スコープ1～3のCO2排出量、物理的リスクへのエクスポージャー、コア・ビジネスへの潜在的な影響を示すものなど。
- 金融機関は、特定した重要な気候リスクについて、それを軽減するための計画を策定および実行するとともに、そのエクスポージャーを管理する。金融機関は、より高い気候リスクに直面している顧客、カウンターパーティ、組織と、そのリスク・プロファイルを改善するために協働する。そのようなエンゲージメントが上手くいかないと考えられる場合には、追加的なリスクのプライシングへの反映、個社やセクターへのエクスポージャーの制限、取引関係の見直しなどの施策を講じることを検討する。

➤ シナリオ分析

- 金融機関は、気候リスクのシナリオ分析やストレス・テストの態勢を整備する。広範な気候関連のシナリオに基づく金融機関の将来のエクスポージャーの長期的な評価のシナリオ分析には、4°C超シナリオおよび2°C以下シナリオ、ならびに、秩序だった移行シナリオおよび無秩序な移行シナリオを用いる。
- シナリオ分析ではフォーワードルッキングな情報を利用し、気候リスクのソルベンシー、流動性、債務の履行能力等への影響を評価する。

インプリケーション：本ガイダンスは、内容面では、欧州保険・年金監督局（EIOPA）などが発出している気候関連のガイダンスに近いものであると考えることができる。気候リスクと資本の十分性評価との関係に言及していること、定量的な測定指標については、ベスト・プラクティスという形で方向性を示唆していること、ステークホルダーとの関係については、エンゲージメントを主体としつつも、より直接的な措置を講じる可能性にも言及していること、シナリオ分析の実施を求めていることなどが特筆すべき点であると考えられる。

（出所）APRA ‘APRA releases guidance on managing the financial risks of climate change’

I: 愛中銀、保険会社に対して再建計画の策定を義務付け（4月27日）

- アイルランド中銀は、2020年6月に市中協議に付した「保険会社の再建計画にかかる規制」案を最終化するとともに、保険会社の再建計画にかかるガイドラインを発出した。保険会社は、2022年3月末までに、再建計画（pre-emptive recovery plan: 事前に策定しておく再建計画）を策定すること、策定した再建計画を定期的にアップデートすること、また、再建計画を監督当局に提出することを求められる。
- 同規制の主な内容は以下のとおり。
 - 再建計画の骨子：①ガバナンス、②戦略分析、③再建指標、④再建オプション、⑤シナリオ分析、⑥コミュニケーション計画、⑦準備的な施策に関する情報、を含む。また、前回版からの主要な変更点を示すことも求められる。
 - 再建計画は、取締役会の承認を得る。
 - 再建指標の枠組みには、少なくとも、ソルベンシーと流動性を含む。

- 再建オプションについて、グループ内の他の保険会社から財政的な支援を受けるオプションを含む場合には、当該他の保険会社と協議の上で当該オプションを設けていることを示す取締役会の確認書とともに、想定するシナリオ下において当該他の保険会社がそのような財政的支援を行う意思や能力があるか否かにかかる現実的な評価をあわせて提出する。
- シナリオ分析には、①システムワイドのシナリオ、②保険会社固有のシナリオ、③①および②が同時に生じるシナリオ、の3つのうち、少なくとも一つを含む。
- アップデートの頻度：影響度が中高～高の保険会社は12か月に一度、中低～低の保険会社は24か月に一度。

インプリケーション：同規制が成立したことで、アイルランド中銀は、ソルベンシーIIIに先駆けて保険会社に再建計画の策定を求めることとなる。その点について、市中協議においては否定的なコメントも寄せられたようであるが、アイルランド中銀は、EU域内における保険会社のレベル・プレイング・フィールドに影響を及ぼすことになるとは考えていないという趣旨の見解を示している。また、再建計画の策定や維持にかかるコスト面についての懸念に対して、同中銀は、再建計画の策定は保険会社にベネフィットをもたらすものであること、規制がプロポーショナルに適用されれば、コスト面での大きな問題は生じないことなどを説明している。いずれにせよ、保険会社に対して再建計画の策定を求めることは、保険セクターにおいてもグローバル・スタンダードとなった感があり¹、今後、監督カレッジなどにおける監督当局間のコミュニケーション・ツールの一つとして重要な役割を果たすものと期待される。

(出所) Central Bank of Ireland ‘Regulations requiring Recovery Plans for (Re)insurers published’

J: NZ 準備銀行、サイバー・レジリエンスに関するガイダンスを策定（4月28日）

- ニュージーランド準備銀行は、2020年10月に市中協議に付したサイバー・レジリエンスに関するガイダンス案を最終化した。主な内容は以下のとおり。
 - 目的と構成：本ガイダンスは、サイバー・レジリエンスについて銀行や保険会社等の被規制金融機関に対するニュージーランド準備銀行の期待を示すもの。金融機関、特に、その取締役会と経営陣には、サイバー・レジリエンスに対する認識を高め、また、サイバー・レジリエンスを高度化することが期待される。なお、同ガイダンスは、ガバナンス、態勢整備（capability building）、情報共有、サードパーティ管理の4つの柱で構成される。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会はサイバー・レジリエンスについて最終責任を負う。 • 取締役会と経営陣は、有識者である役員をサイバー・レジリエンス戦略と枠組みの責任者として任命する。 • 取締役会と経営陣は、自社のサイバーにかかるリスク・トランスとリスク・アパタイトを決定する。また、取締役会は、自社のサイバー・レジリエンス戦略と枠組みを承認し、その実施をモニターする。
態勢整備	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、重要な機能を特定し、重要性と感応度に応じて分類し、記録し、定期的アップデートする。また、新たな脆弱性やサイバーの脅威を特定するため、定期的リスク評価を行う。 • 金融機関は、特定された重要な機能について、セキュリティ・コントロールを整備する。また、シ

¹ 「保険会社のグループ・ガバナンスと再建計画」も参照されたい。<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/group-governance-and-recovery-planning-for-insurers.html>

	<p>システムやプロセス、商品、サービスの初期の設計や開発の段階からレジリエンスを考慮する、「設計によるレジリエンス」アプローチを採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、特定された重要な機能について標準的なベースラインのパフォーマンスを文書化し、インシデントを検知するためのアラートの閾値を定義する。 金融機関は、自らの事業継続計画と整合的な、サイバー・インシデントが生じた際のリカバリー・プランを用意する。
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、共有する情報の種類、情報の共有が許容される状況、情報の共有相手等を事前に定める。また、金融機関は、規制当局などの外部のステークホルダーと情報を共有するためのプロセスを定める。
サードパーティ管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、外部委託される活動、データ、プロセスの重要性和感応度を評価する。また、金融機関は、契約前にデュー・ディリジェンスを行い、その結果を文書化する。 金融機関は、データ・アクセス、インシデントへの対応、コミュニケーション、事業継続計画、契約の終了、データの可搬性などにかかる役割と責任など、サイバー・セキュリティに関連する事項を外部委託先との契約において定める。 金融機関は、重要な機能にかかるサービスを提供するサードパーティとの契約の終了などについて定める。 金融機関は、重要な機能のクラウド・サービス・プロバイダへの外部委託については、意思決定プロセスの早い段階において、準備銀行に報告する。

インプリケーション：重要な機能のクラウド・サービス・プロバイダへの外部委託について監督当局への事前の情報提供を求めている点は注目に値する。

(出所) Reserve Bank 'Reserve Bank publishes cyber resilience guidance'

K: EIOPA、ブロックチェーンにかかるディスカッション・ペーパーを公表（4月29日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、7月29日を期限として、保険とブロックチェーンに関するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

- 背景：欧州委員会（EC）が2020年9月に公表した「EUのためのデジタル・ファイナンス戦略」は、「EUは、2024年までに、金融セクターにおける分散型台帳技術（DLT）と暗号資産の利用を可能にする包括的な枠組みを整備すべき」と述べている。また、ECは2020年9月、金融安定と消費者保護を達成する形でイノベーションを促すことを目的として、暗号資産の市場の規制案、および、DLTに基づく市場インフラストラクチャーのためのパイロット・レジームに関する規制案をそれぞれ公表している。さらに、EUの保険市場では、ブロックチェーンが関係する潜在的なユース・ケースが多く見られるようになってきている。
- 目的：保険におけるブロックチェーンとスマート・コントラクトのリスクとベネフィットの監督上の観点からのハイレベルな概要、および、2020年の第2四半期に保険監督当局を対象として実施したブロックチェーンとスマート・コントラクトに関する調査の結果の概要を示すこと。
- EUの保険市場における（潜在的な）ユース・ケース

- ブロックチェーンとスマート・コントラクト：KYC/AMLコンプライアンスの効率化、保険引受の効率化、P2P保険などの新商品やサービスの開発、保険金請求の処理の自動化、保険会社と再保険会社間の情報交換や支払いの効率化、保険関連の個人データの評価や共有など。
 - 暗号資産：暗号資産への投資、暗号資産による保険料の支払いや保険金の受取りなど。
 - SupTech：保険会社の情報のレジスターなど。
- 今後の取組み：消費者保護、金融安定、健全性監督のそれぞれの目的を達成できる、欧州全体で調和のとれたブロックチェーンに対するアプローチが肝要。また、暗号資産については、欧州レベルでさらなる取組みが必要。保険セクターでは、ブロックチェーン・ベースのP2P保険に関する議論も必要。

インプリケーション：今後の取組みの一つとして取り上げられている「ブロックチェーン・ベースのP2P保険」の議論の動向は特に注目される。

(出所) EIOPA 'Discussion paper on blockchain and smart contracts in insurance: EIOPA invites comments'

L: 豪 APRA、報酬規制にかかる実務ガイド案を公表（4月30日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、7月23日を期限として、報酬規制にかかる健全性実務ガイド（CPG511）案を市中協議に付した。同ガイド案は、APRAが2020年11月に公表した報酬にかかる健全性基準（CPS511）案²において提案されている規制上の要件を満たすための原則や好事例を示すもの。CPG511案は、本市中協議を経て、2021年後半に最終化される予定。主な内容は以下のとおり。

取締役会の役割	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は、報酬委員会メンバーの構成、変動報酬とパフォーマンスおよびリスクの評価、報酬にかかる意思決定への関与、報酬に関する報告内容のモニタリング等を行う。
報酬枠組み	<ul style="list-style-type: none"> • 変動報酬が取締役会によって承認される必要がある場合には重要なリスク・テイクの特定において様々な要素を勘案する、リスクおよび財務管理者の報酬取極めはそれらの者の役割に応じたものとする、第三者のサービス・プロバイダーの報酬取極めについてコンフリクトやリスクを特定する、等。
報酬設計	<ul style="list-style-type: none"> • 固定と変動のバランスを慎重に検討する、変動報酬の取極めの設計に不正や違反などの非財務指標を用いる場合にはそれが変動報酬に与える影響が容易に理解できるようにする、非財務指標のウェイト付けの方法を明確にする、等。
リスクと調整	<ul style="list-style-type: none"> • （下方）調整に際しては広範なエビデンスをもとに検討する、適切な調整メカニズムを整備する、ミスコンダクトなどの事象を踏まえて期中の調整を検討する、等。
報酬枠組みのレビュー	<ul style="list-style-type: none"> • 報酬枠組みについて年次のコンプライアンス・レビューおよび3年に一度の効果レビューを実施する、等。

- なお、2020年11月に市中協議に付された報酬基準（CPS511）は、2021年後半に最終化され、2023年に施行される予定。
- その他、APRAは2021年後半に、報酬に関する報告と開示にかかる規則案を市中協議に付すことを予定している。開示

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 5, 2020年11月～12月）」記事Bを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202012_ins_regulation.pdf

に関し、金融機関は、CPS511の施行までの間に報酬体系の透明性を高めることが期待される。それには、報酬ガバナンスとオーバーサイト（報酬方針にかかる定性的な情報や調整ツール、報酬を決定するためのプロセスを含む。）、報酬体系（財務的および非財務的なパフォーマンスの測定手法とそれらを用いる理由を含む。）、高報酬である大きなリスク・テイカーなどの特定の役割の者に対する報酬、経営陣の対応（減額調整の額とその理由を含む。）などの情報をどのように開示するかを検討を含む。

インプリケーション：日本の保険セクターにおいても、例えばコミッション・ベースの営業職員等の報酬体系について、ガバナンスやコントロールの枠組みを高度化し、より透明性が高く、顧客本位の行動につながる報酬体系を構築していくことも検討に値するものと思料される。

（出所）APRA ‘Consultation on remuneration requirements for all APRA-regulated entities’

M: 馬中銀、気候タクソミーを公表（4月30日）

- マレーシア中銀（BNM）は、2019年12月に市中協議に付した「気候変動と原則ベースのタクソミーに関するディスカッション・ペーパー」を、「気候変動と原則ベースのタクソミー・ガイダンス」として最終化した。主な内容は以下のとおり。
 - 目的：①気候変動とそれがビジネスや家計、経済に与える影響を概説すること、②金融機関が気候および環境目的を満たす活動を評価し、分類するための原則ベースのタクソミーを提供すること、③リスク評価をサポートし、説明責任と市場の透明性を強化し、気候目的の支援に資金を向けるため、気候関連のエクスポージャーの標準化された分類や報告を促すこと、の3つ。
 - 適用対象：銀行や保険会社など、BNMによって監督される金融機関。
 - 適用開始時期：2021年4月30日。
 - 関連する文書：本ガイダンスは、BNMが2019年11月に公表した「価値ベースの仲介 資金提供と投資の影響度評価の枠組み（Value-based Intermediation Financing and Investment Impact Assessment Framework: VBIAF）を補完するもの。VBIAFは、金融サービスの提供においてESGを勘案するための基礎を提供する。VBIAFのセクター・ガイドは、これまでのところ、再生可能エネルギー、パーム・オイル、エネルギー効率性について策定されている。金融機関は、今後策定される他のセクター・ガイドも含め、ESGの影響度評価に際してVBIAFのセクター・ガイドを参照することが推奨される。
 - 基本原則（Guiding Principles: GPs）

GP1：気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> • 温室効果ガスの排出を回避し、もしくは、減少させ、あるいは、他者にそうさせることに大きく貢献する経済活動は、気候変動の緩和の目的を満たすものと考えられる。
GP2：気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動に対する自身のレジリエンスを高める施策を実施する、また、他者にそうさせる経済活動は、気候変動への適応の目的を満たすものと考えられる。
GP3：環境を大きく害さないこと	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、①大気や水、土地の汚染を防止し、減少させ、また、管理し、②健全な生態系と生物多様性を保護し、③エネルギー、水、その他の天然資源を、持続可能で効率的な方法で利用する、という環境目的を満たす。

GP4：秩序だった移行をサポートする改善策	■ 金融機関は、自身のビジネスを低炭素および気候レジリエントな経済と整合させるため、改善策を奨励し、また、考慮する。
GP5：禁止される活動	■ 金融機関は、経済活動が環境に関連する法令に違反しないことを確保する。

- 経済活動の分類：GP3を満たすもののみがC1として分類できる。

分類		経済活動		事業全体	
		GP1	GP2	GP3	GP4
気候サポート	C1	GP1もしくはGP2もしくは両方		○	NA
移行	C2	GP1もしくはGP2もしくは両方		×	○
	C3	×		×	○
ウォッチリスト	C4	GP1もしくはGP2もしくは両方		×	×
	C5	×		×	×

インプリケーション：枠組み自体は欧州の気候タクソミーに近いものである一方、プリンシプル・ベースでのガイダンスを提供するに留まっている点が欧州のタクソミーと大きく異なる点である。日本において気候タクソミーを策定する場合には、市場の特性などを勘案すると、プリンシプル・ベースのアプローチから始めることがより適当ではないかと思料される。

(出所) BNM 'Climate Change and Principle-based Taxonomy'

N: 仏 ACPR、気候ストレス・テストの結果を公表（5月4日）

- フランス健全性監督破綻処理機構（ACPR）は、2020年7月から2021年4月にかけて銀行および保険セクターを対象に実施した、第1回気候ストレス・テストの結果を公表した。本ストレス・テストは、監督当局が定めたマクロ経済の前提条件を用いて個々の銀行や保険会社が行った評価を利用して監督当局によって行われた、ボトムアップのテストである。結果の概要は以下のとおり。

- 本ストレス・テストの成果

- 銀行と保険会社に行動を促すことにつながった。本テストには、9の銀行グループと15の保険グループが参加。これは、バランスシート・ベースで、フランスの銀行セクターの85%、保険セクターの75%に相当する。金融機関は、気候リスクを勘案してビジネスを行う上で、この種のテストは極めて有益であることを認識することとなった。
- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が2020年6月に公表した気候変動シナリオに沿って本テストを実施し、移行リスクと物理的リスクを定量的に評価することができた。（なお、NGFSのシナリオは、イングランド銀行が2021年6月に、欧州中銀が2022年にそれぞれ実施を予定しているストレス・テストのベースとなる予定。）

- 結果の概要

- 用いた前提条件とシナリオの下では、フランスの銀行と保険会社が気候リスクに対して全体として中度の（moderate）エクスポージャーがあることが判明した。現在のバランスシートに基づくと、2050年までに温室効果ガスの排出を大きく削減し、今世紀末までの気温の上昇を抑えるためには、多大な努力が必要である。

- 移行リスクによって最も影響を受けるセクター（鉱業、コークス化や精錬、石油、農業、建設等）へのフランスの金融機関のエクスポージャーは比較的低い。他方で、これらのセクターのリスクや倒産確率は高く、他のセクターと比べると、銀行のバランスシートへの影響は大きいほか、銀行や保険会社のポートフォリオの相対的な損失もこれらのセクターに集中している。
 - 物理的リスクに関連する脆弱性は無視できない。例えば、干ばつや洪水などにより、2020年から2050年の間に、保険金請求は5～6倍になり得る。銀行セクターでは、エクスポージャーを正確に把握できないことなどを理由に、物理的リスクの定量化は移行リスクのそれと比べると大幅に遅れている。
 - 銀行および保険会社は、気候リスクを財務リスク評価のプロセスに統合することにより、気候変動への対応を進めなければならない。また、今回のテストの結果、シナリオなどのメソッドロジー、モデルやデータなど、さらなる改良が必要であることも明らかになった。
- 今後の対応：ワーキング・グループを立上げ、今回のテストの結果をフォローアップする。次回の気候ストレス・テストは2023年から2024年に実施する予定。なお、ACPRとフランス中銀は、欧州中銀（ECB）が2022年に実施予定の気候変動にかかるストレス・テストの準備のほか、欧州保険・年金監督局（EIOPA）やバーゼル銀行監督委員会（BCBS）、保険監督者国際機構（IAIS）、金融安定理事会（FSB）などの国際的な作業にも積極的に参画している。

（出所）ACPR ‘The ACPR publishes the results of the first climate pilot exercise covering the banking and insurance sectors’

O: EIOPA、第5回保険ストレス・テストを開始（5月7日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年保険ストレス・テストを開始した。保険ストレス・テストは、2011年、2014年、2016年、2018年に続き第5回目。その概要は以下のとおり。
 - 目的：ストレス下における保険会社のレジリエンスを資本および流動性の観点から評価すること。EIOPAが業界に対して勧告を行い、また、監督当局が個々の保険会社に必要な措置を講じることを求めやすくなるよう、2021年のストレス・テストではマイクロプルデンシャル・アプローチを採用する。また、標準固定バランスシート（FBS）アプローチをリアクティブな経営上のアクションを勘案できる制約バランスシート（CBS）アプローチで補完することで、マクロプルデンシャルな側面にも対応する。
 - 概要：2020年12月31日を基準日として、資本と流動性の観点から、一時的なショックに対するFBSとCBSを評価。
 - 資本：ソルベンシーIIの枠組みがベース。純資産とソルベンシー水準を評価指標とする。
 - 流動性：2021年1月に公表したメソッドロジー原則³がベース。流動性ソースと流動性ニーズを評価指標とする。フロー・ベースおよびストック・ベースで評価を行う。フローの時間軸は90日間。
 - 対象：20か国44社（43グループ+1社）の大規模な保険会社。総資産ベースでEUの75%をカバー。
 - ナラティブ：Covid-19への懸念が継続し、それによって経済が世界的に収縮する。グローバルで長期金利がかつてない水準に低下し、経済の減速がGDPの低下と失業率の大幅な上昇につながる。資産価格は低下し、家計の金融資産や消費の成長に影響を及ぼす。市場のボラティリティは高まり、借入コストは上昇。新興国からは資金が流出。企業の信用スプレッドは拡大。

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 7, 2021年1月～2月）」記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202102_ins_regulation.pdf

➤ シナリオ：

- マーケット・ショック：スワップ・レート（EUR/10Yで-63bps、JPY/10Yで-19bps）、国債（ドイツ/10Yで0bps、イタリア/10Yで88bps）、社債（EU/金融/BBBで123bps、US/金融/BBBで110bps）、カバード・ボンド（EU/BBBで94bps）、RMBS（EU/BBBで107bps）、株式（EUで-45%、UKで-57%、JPで-43%）、不動産（EU加重平均/商業用で-17.4%、日本/商業用で-17.0%）など。（※（ ）内は一例。）
- 保険ショック：大量解約（20%）、死亡率（10%）、保険金請求の頻度（15%）と強度（2%）。

➤ タイムライン

- 計算フェーズ（開始から8月13日）：保険会社による作業
- 検証フェーズ（8月半ばから10月末）：EIOPAおよび監督当局による検証
- 分析フェーズ（11月から12月）：レポートの作成

インプリケーション：セクター・ワイドでトップダウンのストレス・テストを実施することは、セクター全体のレジリエンスを把握する上で非常に重要であると考えられる。また、今般のストレス・テストのように、マイクロプルデンシャル・アプローチを採用することで、個々の保険会社に対して必要なアクションを求めるとも可能となる。他方で、結果の開示の方法や改善の求め方については、どのような形で行われるのが注目に値する。

（出所）EIOPA ‘EIOPA launches its 2021 insurance stress test’

P: 星 MAS、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの改定案を公表（5月7日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、6月18日を期限として、金融機関（金融持株会社、銀行、保険会社、再保険会社およびキャプティブ保険会社）のコーポレート・ガバナンス（CG）に関するガイドラインの改定案を市中協議に付した。本改正は、2018年のCGコードの改正などを受けたもの。
- 改正の主なポイントは以下のとおり。

対象	<ul style="list-style-type: none"> • 現地法人である銀行、Tier 1保険会社^(※)、および、少なくとも1つの一定規模以上の銀行もしくはTier 1保険会社を所有する金融持株会社は、同ガイドラインにおけるCGコード原則（Principles）を完全に遵守することが期待される。 • Teir2保険会社^(※)、キャプティブ保険会社およびその他の金融持株会社は、それらの原則を遵守するか、遵守しない場合にはその理由を説明することが期待される。 • すべての金融機関は、同ガイドラインにおけるCGコード規定（Provisions）および追加ガイドライン（Additional Guidelines：AG）を遵守することが期待される。 <p>(※) Insurance (Corporate Governance) Regulation 2013において定義される。</p>
取締役会の役割および構成	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会の役割について、リーダーシップの発揮、戦略的方向性や全体的な事業目的の承認とそれらの実践の監督、目的を満たすために必要なリソースの確保、経営陣の監督、経営陣やコントロール機能における主要な者の知識と専門性の確保、研修の実施、コーポレート・ガバナンス枠組みやカルチャーのレビュー、等にかかるAGを新設。 • 取締役会議長や独立取締役の資格や役割などにかかるAGを新設。

	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の任命に必要な情報にかかるAGを新設。
報酬慣行	<ul style="list-style-type: none"> 金融安定理事会（FSB）の「健全な報酬慣行に関する原則」の取込み。それを受けて、コントロール機能による報酬方針の設計への関与およびパフォーマンス評価や報酬決定へのインプットの提供、特に主要な経営陣や主要なリスク・テイカーの報酬の方針の設計やオペレーションにかかる報酬委員会の役割、報酬方針のモニタリングにおける報酬委員会と経営陣の役割、報酬慣行の独立した年次レビュー、主要な経営陣等の報酬制度と金融機関の目的および健全性との整合性の確保、等にかかるAGを新設。
リスク管理と内部統制	<ul style="list-style-type: none"> 取締役でないリスク専門家のリスク委員会メンバーとしての任命と事前のMASへの届出、内部統制の適切性と効果に関する取締役会の役割、等にかかるAGを新設。

インプリケーション：本改正の大きなポイントは、①2018年に改正されたCGコードを反映している点、②FSBの報酬慣行に関する原則を取り込み、報酬にかかる多くのガイドラインを新設した点、③本ガイドライン自体の適用対象が明確化された点、の3点であると考えられる。AGレベルのアップデートであるものの、取締役会の運営や報酬体系など、様々な分野に影響を及ぼすものと思料される。

（出所）MAS ‘Consultation Paper on Revisions to the Guidelines on Corporate Governance’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事P)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 6691.26 / ISO 27001